

審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 37

処 分 名	高額障害福祉サービス費の支給	
処 分 の 概 要	月ごとに世帯での利用者負担額の合算額が基準額を上回る場合に、上回って支払った金額を助成(償還払い)する。	
根 拠 法 令 名	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)	
条 項	第76条の2第1項	
所 管 課	障がい福祉課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	60日	
標準処理期間	計	60日
審査基準	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の4、第43条の5及び、介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)、障がい福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引きを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】                  障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律</p> <p>(高額障害福祉サービス等給付費の支給)                  第七十六条の二 市町村は、支給決定障害者等が受けた障害福祉サービス及び介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるもの並びに補装具の購入又は修理に要した費用の合計額(それぞれ厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額)の合計額を限度とする。)から当該費用につき支給された介護給付費等及び同法第二十条に規定する介護給付等のうち政令で定めるもの並びに補装具費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該支給決定障害者等に対し、高額障害福祉サービス等給付費を支給する。</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行例</p> <p>(高額障害福祉サービス等給付費の対象となるサービス及び介護給付費等)                  第四十三条の四 法第七十六条の二第一項に規定する障害福祉サービスのうち政令で定めるものは、法第五条第一項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等対象サービスのうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅サービス(これに相当するサービスを含む。)、地域密着型サービス(これに相当するサービスを含む。)及び施設サービス並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)及び地域密着型介護予防サービス(これに相当するサービスを含む。)(次条第一項第三号において「居宅サービス等」と総称する。)とする。                  2 法第七十六条の二第一項に規定する介護給付費等のうち政令で定めるものは、法第十九条第一項に規定する介護給付費等(以下「介護給付費等」という。)とし、法第七十六条の二第一項に規定する介護給付等のうち政令で定めるものは、介護保険法第五十一条に規定する居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、特例地域密着型介護サービス費、施設介護サービス費、特例施設介護サービス費及び高額介護サービス費並びに同法第六十一条に規定する介護予防サービス費、特例介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費、特例地域密着型介護予防サービス費及び高額介護予防サービス費(次条第一項第三号において「介護サービス費等」と総称する。)とする。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

(高額障害福祉サービス等給付費の支給要件及び支給額等)

第四十三条の五 高額障害福祉サービス等給付費は、次に掲げる額を合算した額(以下この条において「利用者負担世帯合算額」という。)が高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を超える場合に支給するものとし、その額は、利用者負担世帯合算額から高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額に支給決定障害者等按あん分率(支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一号及び第三号に掲げる額並びに購入又は修理をした補装具に係る第二号に掲げる額を合算した額を利用者負担世帯合算額で除して得た率をいう。第三項第二号において同じ。)を乗じて得た額とする。

一 同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。第三号において同じ。)が同一の月に受けた障害福祉サービスに係る法第二十九条第三項第一号に掲げる額及び法第三十条第三項各号に定める額の合計額から当該障害福祉サービスにつき支給された介護給付費等の合計額を控除して得た額

二 同一の世帯に属する補装具費支給対象障害者等(補装具費支給対象障害者等が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である補装具費支給対象障害者等に限る。)が同一の月に購入又は修理をした補装具に係る法第七十六条第二項に規定する基準額の合計額から当該購入又は修理をした補装具につき支給された同条第一項に規定する補装具費の合計額を控除して得た額

三 同一の世帯に属する支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)が同一の月に受けた居宅サービス等に係る介護サービス費等(高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費を除く。)の合計額に九十分の百(介護保険法第五十条又は第六十条の規定が適用される場合にあつては、百分の百をこれらの規定に規定する百分の九十を超え百分の百以下の範囲内において市町村が定めた割合で除して得た割合)を乗じて得た額から当該居宅サービス等につき支給された介護サービス費等の合計額を控除して得た額

四 同一の世帯に属する児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者(同項に規定する通所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する通所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同条第一項に規定する障害児通所支援に係る同法第二十一条の五の三第二項第一号に掲げる額及び同法第二十一条の五の四第三項各号に定める額の合計額から当該障害児通所支援につき支給された同法第二十一条の五の五第一項に規定する障害児通所給付費等の合計額を控除して得た額

五 同一の世帯に属する児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者(同項に規定する入所給付決定保護者が特定支給決定障害者である場合にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である同項に規定する入所給付決定保護者に限る。)が同一の月に受けた同法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援に係る同条第二項第一号に掲げる額の合計額から当該指定入所支援につき支給された同条第一項に規定する障害児入所給付費の合計額を控除して得た額

2 支給決定障害者等が、次条第二号に掲げる者であるときは、前項第三号に掲げる額は零とする。

3 第十七条第二号又は第三号に掲げる支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額、同項第四号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者(児童福祉法第六条の二第八項に規定する通所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該通所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)及び第一項第五号に掲げる額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が入所給付決定保護者(児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する入所給付決定保護者をいう。以下この条において同じ。)である場合における当該入所給付決定保護者が同一の月に受けたサービスに係るものとする。以下この項及び第五項において同じ。)を合算した額が負担上限月額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、特定保護者負担上限月額とする。以下この項及び第五項において同じ。)を超えるときは、第一項の規定にかかわらず、当該支給決定障害者等に対して高額障害福祉サービス等給付費を支給するものとし、その額は、次に掲げる額を合算した額とする。

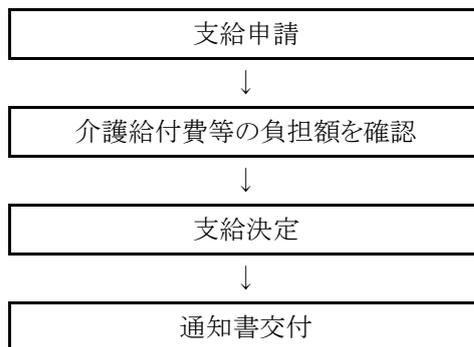
一 当該支給決定障害者等に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額(当該支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)が通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である場合にあつては、その額に障害児保護者按あん分率(通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者である支給決定障害者等が同一の月に受けたサービスに係る第一項第一号に掲げる額を同号、同項第四号及び同項第五号に掲げる額を合算した額で除して得た率をいう。)を乗じて得た額とする。)

二 調整後利用者負担世帯合算額から第一項の高額障害福祉サービス等給付費算定基準額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)に支給決定障害者等按あん分率を乗じて得た額

- 4 前項の「特定保護者負担上限月額」とは、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、当該支給決定障害者等が次の各号のいずれにも該当するときは、いずれか高い額とする。
- 一 通所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該通所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)第二十四条に規定する障害児通所支援負担上限月額に相当する額
  - 二 入所給付決定保護者である支給決定障害者等 当該入所給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の二に規定する障害児入所支援負担上限月額に相当する額
- 5 第三項第二号の「調整後利用者負担世帯合算額」とは、利用者負担世帯合算額から同一の世帯に属する支給決定障害者等(特定支給決定障害者にあつては、当該特定支給決定障害者及びその配偶者である支給決定障害者等に限る。)に係る第一項第一号、第四号及び第五号に掲げる額を合算した額から負担上限月額を控除して得た額を控除して得た額をいう。
- 6 高額障害福祉サービス等給付費の支給に関する手続に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

介護給付費等に係る支給決定事務等について(事務処理要領)  
障がい福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。